

高知 2026 こうち

労働市場月報 (6月分)

令和 8 年 8 月号 No.697



(香南市 ヤ・シイパーク)

〈今月の記事〉

- ・ 6 月雇用動向 1～10
- ・ 「警備業」の仕事を知るセミナー&ミニ面接・相談会を開催しました！ 11
- ・ 高知市雇用対策協定運営協議会を開催しました！ 12
- ・ 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！ 13～14
- ・ パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります。 15～16

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/>)

最近の雇用失業情勢（令和8年6月分）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は、改善の動きに一部弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。
- 有効求人倍率（季節調整値）は1.16倍で、前月に比べ0.01ポイント上回り、2か月ぶりの増加となった。
- 新規求人倍率（季節調整値）は1.94倍で、前月に比べ▲0.10ポイント下回り、3か月ぶりの減少となった。
- 正社員有効求人倍率（原数値）は0.92倍で、前年同月に比べ0.05ポイント上回り、5か月連続の増加となった。
- 新規求人数（原数値）は5,037人で、前年同月に比べ740人（17.2%）増加し、2か月ぶりの増加となった。
- 新規求職者数（原数値）は2,519人で、前年同月に比べ126人（5.3%）増加し、3か月ぶりの増加となった。

1 有効求人倍率

- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所1.21倍、須崎所1.05倍、四万十所0.70倍、安芸所0.86倍、いの所0.59倍となり、高知所、須崎所、安芸所、いの所で前年同月を上回り、四万十所では下回った。

2 求人の動き（原数値）

- 新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な宿泊業、飲食サービス業（181人、82.3%）、医療、福祉（331人、29.1%）、サービス業（125人、21.3%）など8業種が増加、卸売業、小売業（▲128人、▲19.8%）、学術研究、専門・技術サービス業（▲12人、▲7.4%）など4業種で減少となった。
- 有効求人数は14,038人で前年同月比932人（7.1%）増加、3か月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数は7,031人で、前年同月に比べ400人（6.0%）増加。有効求人全数に占める割合は50.1%で、前年同月を▲0.5ポイント下回った。

3 求職の動き（原数値）

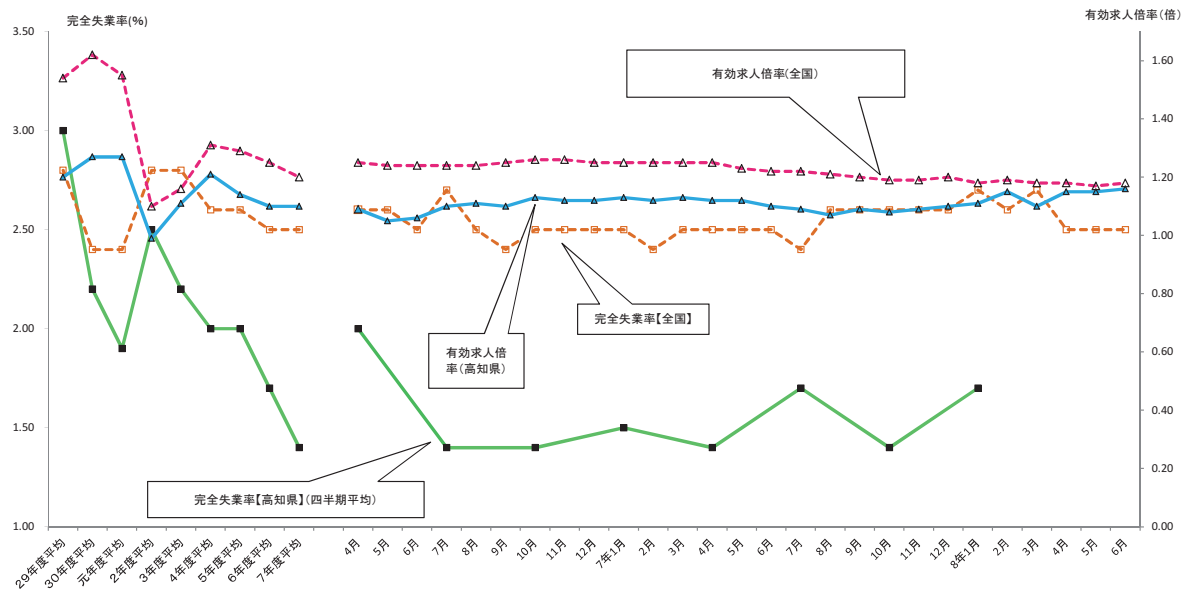
- 新規常用求職者数（パートを含む）2,477人について態様別に前年同月比でみると、在職中の者は71人（10.7%）の増加、離職者は77人（5.3%）の増加、無業者は▲9人（▲4.3%）の減少となった。また、離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は36人（10.7%）、自己都合離職者は52人（5.0%）の増加となった。
- 有効求職者数は、13,295人で前年同月に比べ308人（2.4%）増加し、3か月連続の増加となった。
- 正社員有効求職者数（パートを除く常用）は、7,666人で前年同月に比べ27人（0.4%）増加。有効求職全数に占める割合は57.7%で、前年同月を▲1.1ポイント下回った。

4 就職の状況

- 就職件数は、775件で前年同月に比べ38人（5.2%）増加となり、9か月ぶりの増加となった。就職率は30.8%となり、前年同月と同水準となった。
- 正社員就職件数は、333件で前年同月に比べ▲14件（▲4.0%）減少し、就職件数全体の43.0%となった。

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

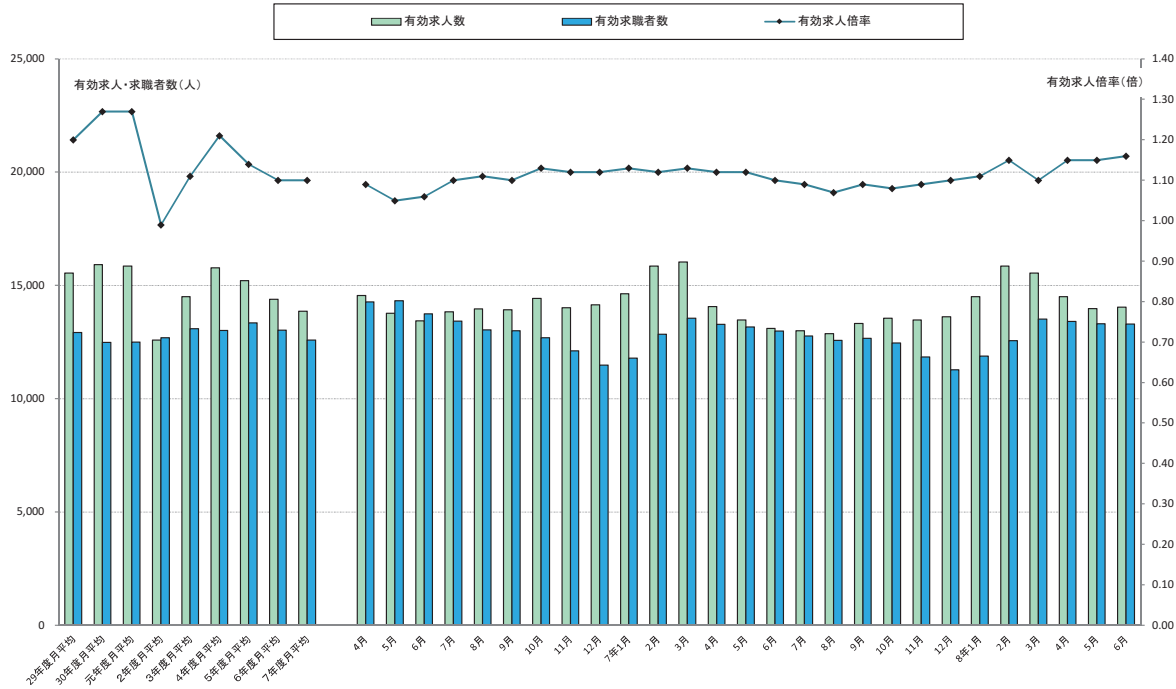
高知県有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)



	29年度 月平均	30年度 月平均	元年度 月平均	2年度 月平均	3年度 月平均	4年度 月平均	5年度 月平均	6年度 月平均	7年度 月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1 月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1 月	2月	3月	4月	5月	6月
有効求人倍率 (高知県)	1.20	1.27	1.27	0.99	1.11	1.21	1.14	1.10	1.10	1.09	1.05	1.06	1.10	1.11	1.10	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.13	1.12	1.12	1.10	1.09	1.07	1.09	1.08	1.09	1.10	1.11	1.15	1.10	1.15	1.15	1.16
有効求人倍率 (全国)	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	
完全失業率 (高知県)	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.4	2.0		1.4		1.4		1.5		1.4		1.7		1.4		1.7		1.4		1.7		1.7		1.7		1.7		
完全失業率 (全国)	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.6	2.5	2.7	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5

(注1) 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(セサス法Ⅱ(X-12-ARIMA)による)。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。
(注2) 完全失業率(全国)の年度は、年度平均を記載。各月は季節調整値で、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。
(注3) 完全失業率(高知県)の年度平均は年平均、各月は四半期平均。令和8年12月以前の数値は、再計算を行い一部改定されている。(完全失業率資料出所:総務省統計局「労働力調査」)
(注4) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

高知県有効求人倍率(季節調整値)・有効求人数・有効求職者数(原数値)の推移



	29年度 月平均	30年度 月平均	元年度 月平均	2年度 月平均	3年度 月平均	4年度 月平均	5年度 月平均	6年度 月平均	7年度 月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1 月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1 月	2月	3月	4月	5月	6月
有効求人数	15,539	15,914	15,852	12,584	14,505	15,769	15,214	14,383	13,863	14,551	13,775	13,439	13,831	13,963	13,927	14,425	14,017	14,143	14,636	15,855	16,030	14,059	13,473	13,106	13,000	12,873	13,324	13,551	13,475	13,809	14,500	15,848	15,539	14,505	13,976	14,038
有効求職者数	12,925	12,485	12,492	12,691	13,088	13,016	13,345	13,020	12,581	14,266	14,322	13,746	13,416	13,035	13,003	12,685	12,113	11,476	11,787	12,843	13,546	13,284	13,165	12,987	12,765	12,572	12,663	12,455	11,842	11,277	11,873	12,567	13,516	13,403	13,306	13,295

(注1) 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(セサス法Ⅱ(X-12-ARIMA)による)。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。
(注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

職 業 紹 介 状 況

項目 年度・月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数	
		(原数値)	常 用	45歳以上	(原数値)	常 用	45歳以上	(原数値)	常 用	(原数値)	常 用
令和5年度		33,276	32,649	19,165	160,138	158,007	91,849	65,713	58,866	182,566	164,480
	6	31,929	31,337	19,213	156,238	154,200	92,116	61,724	55,594	172,592	156,933
	7	31,151	30,607	19,215	150,966	149,093	91,858	60,027	54,058	166,357	150,902
令和7年6月		2,393	2,338	1,455	12,987	12,859	8,087	4,297	3,818	13,106	11,897
	7月	2,614	2,422	1,606	12,765	12,472	7,841	4,900	4,438	13,000	11,742
	8月	2,191	2,151	1,272	12,572	12,259	7,660	4,584	4,278	12,873	11,865
	9月	2,428	2,402	1,416	12,663	12,379	7,647	4,631	4,175	13,324	12,312
	10月	2,464	2,435	1,430	12,455	12,333	7,414	4,997	4,546	13,551	12,474
	11月	1,935	1,919	1,182	11,842	11,749	7,055	4,653	4,286	13,475	12,442
	12月	1,827	1,800	1,105	11,277	11,190	6,730	4,860	4,287	13,609	12,394
令和8年1月		2,959	2,895	1,798	11,873	11,748	7,092	5,781	4,942	14,500	12,885
	2月	2,812	2,785	1,812	12,567	12,428	7,618	5,991	5,410	15,848	14,065
	3月	3,230	3,219	2,053	13,516	13,393	8,316	5,562	5,030	15,539	13,821
	4月	3,717	3,683	2,489	13,403	13,322	8,339	5,399	5,003	14,505	13,246
	5月	2,404	2,381	1,455	13,306	13,223	8,213	4,541	3,975	13,976	12,732
	6月	2,519	2,477	1,511	13,295	13,182	8,160	5,037	4,576	14,038	12,787
増減比	前 月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	前年同月	5.3	5.9	3.8	2.4	2.5	0.9	17.2	19.9	7.1	7.5
安定所別	高 知	1,615	1,609	941	8,770	8,734	5,200	3,812	3,403	10,623	9,601
	須 崎	173	172	115	945	933	660	325	308	991	905
	四 万 十	263	240	175	1,347	1,310	915	389	368	947	883
	安 芸	130	125	88	611	598	411	196	188	525	476
	い の	338	331	192	1,622	1,607	974	315	309	952	922

(注1) 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

(注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

(学卒を除きパートタイムを含む)

令和8年6月

E 就 職 件 数					就職率 (実数)	求 人 倍 率 (実 数)		求 人 倍 率 (季節調整値)	
(原数値)	常 用	県 外	45歳以上	受給者 ^⑤	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新 規	有 効
11,388	10,370	783	6,466	3,030	34.2	1.97	1.14	-	-
10,787	9,844	809	6,257	2,801	33.8	1.93	1.10	-	-
9,996	8,981	818	6,101	2,622	32.1	1.93	1.10	-	-
737	676	82	413	210	30.8	1.80	1.01	1.75	1.10
687	630	64	414	206	26.3	1.87	1.02	1.88	1.09
623	585	59	365	220	28.4	2.09	1.02	1.91	1.07
760	706	62	442	231	31.3	1.91	1.05	1.89	1.09
772	687	54	447	243	31.3	2.03	1.09	1.81	1.08
654	600	69	397	195	33.8	2.40	1.14	2.02	1.09
624	518	52	381	186	34.2	2.66	1.21	2.05	1.10
616	508	70	383	182	20.8	1.95	1.22	1.91	1.11
836	727	59	496	209	29.7	2.13	1.26	2.08	1.15
1,939	1,768	75	1,323	295	60.0	1.72	1.15	1.95	1.10
841	759	69	508	207	22.6	1.45	1.08	2.03	1.15
688	617	53	417	190	28.6	1.89	1.05	2.04	1.15
775	695	65	470	241	30.8	2.00	1.06	1.94	1.16
—	—	—	—	—	—	—	—	▲ 0.10 (ポイント)	0.01 (ポイント)
5.2	2.8	▲ 20.7	13.8	14.8	0.0 (ポイント)	0.20 (ポイント)	0.05 (ポイント)	—	—
499	444	46	298	157	30.9	2.36	1.21	※	※
53	49	5	40	26	30.6	1.88	1.05	※	※
83	74	9	49	27	31.6	1.48	0.70	※	※
44	36	0	31	6	33.8	1.51	0.86	※	※
96	92	5	52	25	28.4	0.93	0.59	※	※

産業別・規模別新規求人の状況

産 業		総			数	
		令和8年6月	令和7年6月	前年同月比 (%)	パートタイム	
					令和8年6月	令和7年6月
A	農、林、漁業 (01~04)	59	60	▲ 1.7	32	24
C	鉱業、採石、砂利採取業 (05)	2	3	▲ 33.3	0	0
D	建設業 (06~08)	608	523	16.3	27	14
06	総合工事業	405	325	24.6	15	8
E	製造業 (09~32)	379	296	28.0	60	36
09	食料品製造業	63	50	26.0	20	16
10	飲料・たばこ・飼料製造業	18	13	38.5	11	7
11	繊維工業業	14	4	250.0	3	0
12	木材・木製品製造業	16	12	33.3	6	1
13	家具・装備品製造業	2	1	100.0	0	0
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	22	26	▲ 15.4	3	3
15	印刷・同関連業	11	12	▲ 8.3	0	2
16	化学工業業	11	2	450.0	0	0
17	石油製品・石炭製品製造業	0	2	▲ 100.0	0	0
18	プラスチック製品製造業	5	24	▲ 79.2	0	0
19	ゴム製品製造業	0	0		0	0
21	窯業・土石製品製造業	24	16	50.0	5	3
22	鉄鋼業	1	5	▲ 80.0	0	0
23	非鉄金属製造業	0	0		0	0
24	金属製品製造業	38	23	65.2	1	0
25	はん用機械器具製造業	32	30	6.7	0	0
26	生産用機械器具製造業	66	32	106.3	3	2
27	業務用機械器具製造業	8	14	▲ 42.9	2	2
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	1	1000.0	6	0
29	電気機械器具製造業	4	5	▲ 20.0	0	0
30	情報通信機械器具製造業	0	0		0	0
31	輸送用機械器具製造業	24	17	41.2	0	0
20,32	その他の製造業	9	7	28.6	0	0
F	電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	6	8	▲ 25.0	0	0
G	情報通信業 (37~41)	40	59	▲ 32.2	12	9
39	情報サービス業	34	46	▲ 26.1	7	9
H	運輸業、郵便業 (42~49)	154	126	22.2	21	22
I	卸売業、小売業 (50~61)	520	648	▲ 19.8	242	409
50~55	卸売業	104	99	5.1	23	28
56~61	小売業	416	549	▲ 24.2	219	381
J	金融業、保険業 (62~67)	118	118	0.0	60	67
K	不動産業、物品賃貸業 (68~70)	41	35	17.1	16	4
L	学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	151	163	▲ 7.4	32	21
M	宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	401	220	82.3	188	103
75	宿泊業	103	63	63.5	53	34
76	飲食店	269	126	113.5	124	56
N	生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	173	111	55.9	78	32
O	教育、学習支援業 (81, 82)	76	78	▲ 2.6	55	35
P	医療、福祉 (83~85)	1,470	1,139	29.1	466	355
83	医療業	751	560	34.1	196	139
85	社会保険・社会福祉・介護事業	719	579	24.2	270	216
Q	複合サービス事業 (86, 87)	14	20	▲ 30.0	5	5
R	サービス業（他に分類されないもの） (88~96)	712	587	21.3	215	180
S	、T 公務、その他 (97, 98, 99)	113	103	9.7	97	89
合 計		5,037	4,297	17.2	1,606	1,405
事業所規模別	29人以下	3,333	3,005	10.9	1,141	1,061
	30～99人	1,036	768	34.9	283	199
	100～299人	477	382	24.9	137	101
	300～499人	67	46	45.7	12	8
	500～999人	87	58	50.0	17	19
	1,000人以上	37	38	▲ 2.6	16	17

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

求人・求職・就職バランスシート（パートを含む常用）

令和8年6月

職 業 計	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有 効 求 職 (人)			就 職 件 数 (人)		
			合 計	男	女	合 計	男	女
職 業 計	0.97	12,787	13,182	6,007	7,159	695	310	385
A 管 理 的 職 業	0.76	16	21	20	1	1	1	0
B 専 門 的・技 術 的 職 業	1.63	2,862	1,755	576	1,179	124	37	87
09 建 築・土 木 技 術 者	6.36	509	80	70	10	9	7	2
10 情 報 処 理・通 信 技 術 者	0.79	77	97	80	17	3	0	3
12 医 師、薬 剤 師 等	1.71	70	41	15	26	2	2	0
13 保 健 師、助 産 師、看 護 師 等	1.79	839	468	38	430	40	4	36
16 社 会 福 祉 専 門 職 業	1.43	560	391	75	316	36	11	25
C 事 務 的 職 業	0.44	1,258	2,880	726	2,150	130	23	107
25 一 般 事 務 員	0.33	838	2,514	575	1,937	114	15	99
26 会 計 事 務 員	1.37	252	184	55	129	4	1	3
D 販 売 の 職 業	2.24	1,306	582	255	327	34	15	19
32 商 品 販 売	2.09	821	393	110	283	24	9	15
34 営 業 職 業	1.85	317	171	139	32	7	6	1
E サ ー ビ ス の 職 業	2.08	3,054	1,465	434	1,030	145	48	97
36 介 護 サ ー ビ ス	2.81	1,336	475	157	318	44	15	29
37 保 健 医 療 サ ー ビ ス	2.12	176	83	14	69	15	2	13
38 生 活 衛 生 サ ー ビ ス	1.86	158	85	9	75	4	2	2
39 飲 食 物 調 理	1.51	646	428	144	284	36	11	25
40 接 客・給 仕	2.26	488	216	53	163	20	7	13
F 保 安 の 職 業	6.90	469	68	67	1	19	19	0
G 農 林 漁 業 の 職 業	0.85	187	221	160	61	19	11	8
H 生 産 工 程 の 職 業	1.84	957	520	355	164	66	43	23
52 製 品 製 造・加 工 (金 属)	2.44	215	88	85	3	6	5	1
53 製 品 製 造・加 工 (金 属 以 外)	2.09	372	178	84	94	44	27	17
54 機 械 組 立 の 職 業	0.75	50	67	47	20	2	1	1
55 機 械 整 備・修 理 の 職 業	2.84	176	62	61	0	5	5	0
59 生 産 関 連・生 産 類 似	0.67	56	83	49	34	5	4	1
I 輸 送・機 械 運 転 の 職 業	1.77	595	336	324	12	34	31	3
61 自 動 車 運 転	2.04	527	258	246	12	30	27	3
64 定 置・建 設 機 械 運 転	1.04	53	51	51	0	3	3	0
J 建 設・採 掘 の 職 業	4.12	1,051	255	249	6	29	28	1
65 建 設 軀 体 工 事	9.76	205	21	21	0	1	1	0
66 建 設 (65 を 除 く)	3.63	178	49	46	3	8	7	1
67 電 気 工 事	3.06	162	53	51	2	5	5	0
68 土 木 作 業	3.78	499	132	131	1	15	15	0
K 運 搬・清 掃 等 の 職 業	0.43	1,032	2,385	1,331	1,050	94	54	40
70 運 搬	1.15	433	378	332	46	31	27	4
71 清 掃	1.08	363	336	149	186	37	15	22
73 そ の 他 の 運 搬 等	0.11	184	1,612	837	772	21	10	11

※令和5年4月から日本標準職業分類に基づく区分による。

※代表的な職業を抽出しているため、職業計と内訳の合計は必ずしも一致しない。また求職者の性別は任意登録のため、男女の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

正社員の職業紹介状況（パートを除く常用）

項目 年度・月		常 用 フルタイム 新規求職者数	正 社 員 新規求人数	常 用 フルタイム 有効求職者数	正 社 員 有効求人数	正 社 員 就職件数	正 社 員 充 足 数	正 社 員 有効求人 倍 率	正 社 員 充 足 率
令 和 5 年 度		21,349	27,933	99,140	80,678	4,428	4,338	0.82	15.5
6		20,042	28,373	95,126	82,167	4,069	3,966	0.86	14.0
7		19,150	28,083	90,227	80,967	3,938	3,786	0.90	13.5
令 和 7 年 6 月		1,491	2,121	7,639	6,631	347	329	0.87	15.5
7 月		1,564	2,438	7,568	6,514	311	300	0.86	12.3
8 月		1,407	2,131	7,476	6,428	287	278	0.86	13.0
9 月		1,548	2,280	7,575	6,652	362	353	0.88	15.5
10月		1,576	2,447	7,543	6,683	331	321	0.89	13.1
11月		1,224	2,141	7,138	6,704	287	273	0.94	12.8
12月		1,169	2,517	6,833	6,803	261	249	1.00	9.9
令 和 8 年 1 月		1,863	2,442	7,192	6,895	280	274	0.96	11.2
2 月		1,672	2,103	7,521	6,868	319	306	0.91	14.6
3 月		1,927	2,671	7,963	7,014	437	419	0.88	15.7
4 月		2,159	2,503	7,848	6,919	339	338	0.88	13.5
5 月		1,428	2,173	7,682	6,956	287	283	0.91	13.0
6 月		1,548	2,630	7,666	7,031	333	325	0.92	12.4
増 減 比 (%)	前 年 同 月	3.8	24.0	0.4	6.0	▲ 4.0	▲ 1.2	0.05 (ポイント)	▲ 3.10 (ポイント)
安 定 所 別	高 知	1,030	1,966	5,129	5,176	207	226	1.01	11.5
	須 崎	108	199	533	591	24	31	1.11	15.6
	四 万 十	140	200	754	503	35	29	0.67	14.5
	安 芸	68	90	294	239	14	13	0.81	14.4
	い の	202	175	956	522	53	26	0.55	14.9

(注1) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

(注2) 充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

(注3) 常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

(注4) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

求人・求職・就職バランスシート（正社員）

令和8年6月

職 業 計	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職（人）			就職件数（人）		
			合 計	男	女	合 計	男	女
職 業 計	0.92	7,031	7,666	4,078	3,579	333	174	159
A 管 理 的 職 業	0.87	13	15	14	1	0	0	0
B 専 門 的・技 術 的 職 業	1.61	1,830	1,139	435	704	68	22	46
09 建 築・土 木 技 術 者	8.25	487	59	55	4	7	6	1
10 情 報 処 理・通 信 技 術 者	0.78	63	81	66	15	3	0	3
12 医 師、薬 剤 師 等	3.20	48	15	7	8	1	1	0
13 保 健 師、助 産 師、看 護 師 等	1.77	514	290	37	253	25	4	21
16 社 会 福 祉 専 門 職 業	1.05	247	235	58	177	12	4	8
C 事 務 的 職 業	0.37	690	1,888	526	1,360	54	8	46
25 一 般 事 務 員	0.31	504	1,619	409	1,210	46	4	42
26 会 計 事 務 員	0.51	76	148	46	102	3	1	2
D 販 売 の 職 業	1.30	470	361	206	155	16	9	7
32 商 品 販 売	0.83	161	195	75	120	9	4	5
34 営 業 職 業	1.89	299	158	127	31	6	5	1
E サ ー ビ ス の 職 業	1.55	1,216	782	316	465	63	21	42
36 介 護 サ ー ビ ス	2.10	637	303	125	178	31	11	20
37 保 健 医 療 サ ー ビ ス	2.14	109	51	12	39	13	2	11
38 生 活 衛 生 サ ー ビ ス	1.16	52	45	5	39	1	1	0
39 飲 食 物 調 理	1.21	232	191	102	89	10	4	6
40 接 客 ・ 給 仕	1.32	152	115	44	71	5	2	3
F 保 安 の 職 業	7.12	306	43	42	1	13	13	0
G 農 林 漁 業 の 職 業	0.83	90	109	91	18	4	4	0
H 生 産 工 程 の 職 業	1.62	651	401	305	95	44	31	13
52 製 品 製 造・加 工（金 属）	2.45	186	76	74	2	3	3	0
53 製 品 製 造・加 工（金 属 以 外）	1.60	174	109	71	38	30	19	11
54 機 械 組 立 の 職 業	0.40	25	62	42	20	1	1	0
55 機 械 整 備・修 理 の 職 業	3.15	164	52	51	0	5	5	0
59 生 産 関 連・生 産 類 似	0.63	43	68	42	26	3	2	1
I 輸 送・機 械 運 転 の 職 業	1.67	418	251	243	8	20	19	1
61 自 動 車 運 転	1.96	363	185	177	8	17	16	1
64 定 置・建 設 機 械 運 転	0.87	40	46	46	0	2	2	0
J 建 設・採 掘 の 職 業	4.35	991	228	223	5	26	25	1
65 建 設 駆 体 工 事	10.83	195	18	18	0	1	1	0
66 建 設（65 を 除 く）	4.12	169	41	39	2	7	6	1
67 電 気 工 事	3.34	157	47	45	2	5	5	0
68 土 木 作 業	3.80	463	122	121	1	13	13	0
K 運 搬・清 掃 等 の 職 業	0.35	356	1,011	712	298	25	22	3
70 運 搬	1.01	265	263	239	24	19	17	2
71 清 掃	0.54	51	95	64	30	3	2	1
73 そ の 他 の 運 搬 等	0.06	36	632	401	231	3	3	0

※令和5年4月から日本標準職業分類に基づく区分による。

※代表的な職業を抽出しているため、職業計と内訳の合計は必ずしも一致しない。また求職者の性別は任意登録のため、男女の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

パートタイムの状況

項目 年度・月		新規求職 申込件数 (原数値)	新規求人数 (原数値)	月間有効 求職者数 (原数値) (A)	月間有効 求人 数 (原数値) (B)	就職件数 (原数値)	有効求人 倍率(実数) ((B)/(A))
令和5年度		11,439	25,108	59,476	66,402	5,206	1.12
6		11,414	22,275	59,633	59,606	5,008	1.00
7		11,569	21,355	59,371	56,768	4,579	0.96
令和7年6月		854	1,405	5,261	4,199	285	0.80
7月		869	1,708	4,946	4,253	266	0.86
8月		755	1,605	4,826	4,301	250	0.89
9月		863	1,520	4,850	4,410	295	0.91
10月		870	1,770	4,836	4,569	323	0.94
11月		699	1,607	4,650	4,470	279	0.96
12月		644	1,527	4,400	4,481	268	1.02
令和8年1月		1,037	2,350	4,592	5,024	256	1.09
2月		1,126	2,673	4,952	6,127	376	1.24
3月		1,298	1,964	5,470	5,880	1,228	1.07
4月		1,536	2,144	5,512	5,202	370	0.94
5月		957	1,476	5,571	4,748	307	0.85
6月		937	1,606	5,548	4,740	346	0.85
増減 比 (%)	前年同月	9.7	14.3	5.5	12.9	21.4	0.05 (ポイント)
安定 所 別	高 知	584	1,199	3,626	3,610	234	1.00
	須 崎	64	86	402	287	18	0.71
	四 万 十	100	124	556	297	37	0.53
	安 芸	58	77	307	214	23	0.70
	い の	131	120	657	332	34	0.51

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月		適 用 事業所 数	被保険 者 数 A	資 格 取得者 数	資 格 喪失者 数	う ち 事業主 都合 離職数	一		般		高 齢 受給者 数	特 例 受給者 数	基 本 受給率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受給者 実人員
							受 資 決 件	給 格 定 数	基 本					
									初 回 受給者	受給者 実人員 B				
令和 5 年度		13,588	192,061	30,916	32,027	2,084	8,754	7,288	2,681	205	45	1.4	109	
6		13,295	189,951	28,632	30,608	2,395	8,204	6,944	2,630	217	44	1.4	98	
7		13,133	187,502	28,064	30,515	2,308	8,327	7,745	2,779	238	41	1.5	93	
令和7年6月		13,206	189,196	2,508	2,155	172	584	668	2,849	235	16	1.5	93	
7月		13,196	188,565	2,034	2,633	164	760	932	3,227	211	58	1.7	96	
8月		13,183	187,943	1,653	2,083	113	600	564	3,126	200	220	1.6	94	
9月		13,104	187,619	1,873	2,184	170	640	664	3,243	170	41	1.7	90	
10月		13,093	187,406	2,304	2,522	199	744	650	3,057	222	28	1.6	92	
11月		13,079	187,550	1,821	1,673	137	490	548	2,757	153	15	1.4	91	
12月		13,074	187,394	1,508	1,661	98	411	576	2,829	146	11	1.5	92	
令和8年1月		13,077	186,600	1,730	2,578	254	652	382	2,563	191	59	1.4	92	
2月		13,079	186,257	1,724	1,954	168	578	455	2,414	187	19	1.3	96	
3月		13,072	185,845	1,940	2,287	156	665	679	2,502	205	3	1.3	96	
4月		13,052	183,492	3,962	6,304	712	1,263	717	2,413	291	11	1.3	95	
5月		13,046	185,771	4,308	1,968	113	915	957	2,656	693	8	1.4	94	
6月		13,042	185,800	2,075	2,030	201	660	887 (2)	3,323 (5)	229	13	1.8	92	
増減 比 (%)	前年同月	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 17.3	▲ 5.8	16.9	13.0	32.8	16.6	▲ 2.6	▲ 18.8	0.3	▲ 1.1	
安定 所 別	高 知	8,265	135,014	1,429	1,373	90	455	587	2,186	148	1	1.6	58	
	須 崎	1,372	14,893	215	213	66	60	81	327	28	0	2.1	0	
	四 万 十	1,502	14,830	189	163	11	56	102	352	20	9	2.3	0	
	安 芸	812	7,666	93	86	8	31	44	178	11	3	2.3	0	
	い の	1,091	13,397	149	195	26	58	71	275	22	0	2.0	35	

※ 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能なため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

「警備業」の仕事を知るセミナー&ミニ面接・相談会を開催しました！

高知労働局（局長：池田 邦彦）は、管内の高知公共職業安定所（ハローワーク高知）において、警備業の求人・求職のマッチングを促進するため、令和8年7月21日に「『警備業』の仕事を知るセミナー&ミニ面接・相談会」を開催しました。

2名の講師の方から、警備業の様々な仕事内容や現状の待遇面など、詳しくご説明いただきました。たくさんの方にセミナーを受講していただき、希望された方には、セミナー後に個別相談・面接会を受けていただきました。

ハローワークでは、お仕事探しに関する相談や職業紹介を行っています。県内全域の警備業の様々な求人がありますので、興味のある方、就職を希望されている方は、お気軽にお近くのハローワークまでお問い合わせください。



【会場】ハローワーク高知 参加企業：7社 参加人数：39人 個別面談延べ人数：28人

令和 8 年度高知市雇用対策協定運営協議会を開催しました。

高知労働局と高知市は、地域経済の活性化と市民の暮らしの向上を図るため、雇用対策協定を締結し、雇用対策に関する施策を相互に連携して実施しています。

このたび、「令和 8 年度高知市雇用対策協定運営協議会」を令和 8 年 7 月 2 日に高知市役所たかじょう庁舎にて開催し、令和 7 年度実績及び令和 8 年度事業計画策定について協議を行いました。



令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるもの
であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

- ①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。
（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対処させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの**対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、
事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS等のオンラインを介したものとオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等に周知する**
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆その他併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先 お近くの都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります (令和8年10月1日施行)



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

- ① 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ 【パート・有期法施行規則】
- ② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】
- ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示(雇用管理指針)】

1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります(違反した者は10万円以下の過料に処されます)。

- | | | |
|--|---|-------------|
| ☐ 昇給の有無 | } | 現行の
明示事項 |
| ☐ 退職手当の有無 | | |
| ☐ 賞与の有無 | | |
| ☐ 相談窓口 | | |
| ☐ 待遇の相違等に関する説明を
求めることができる旨 | } | 新たな
明示事項 |

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



[https://www.mhlw.go.jp/
content/
11650000/000815925.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf)

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

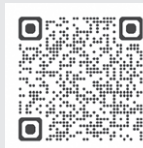
【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇(基本給や各種手当、福利厚生など)について不合理な差を設けることを禁止しています(いわゆる「同一労働同一賃金」)。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、裏面のとおりです。

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



〈新たに追加された内容〉

- ・賞与(記載の充実)
- ・退職手当(新規追加)
- ・無事故手当(新規追加)
- ・家族手当(新規追加)
- ・住宅手当(新規追加)
- ・福利厚生施設(記載の充実)
- ・病気休職(記載の充実)
- ・夏季冬季休暇(新規追加)
- ・褒賞(新規追加)



PICK UP!

自社の状況が
ガイドライン等の
内容に沿ったもの
になっているか確認
してみましょう。

〈賞与・退職手当〉

- 賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれます。
- これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

〈住宅手当〉

- 住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。

〈夏季冬季休暇〉

- パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示(雇用管理指針)】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。



- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。



その他の改正内容や上記の内容の詳細については同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に
関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

受付時間 8:30-17:15(土日・祝日・年末年始を除く)



用 語 の 説 明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇いのパートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑨受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
(労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X—12—ARIMA）を使用して行われている。）

高知労働局職業安定部のご案内

〒781-9548 高知市南金田1-39
 職 業 安 定 課 電話 (088) 885-6051
 需 給 調 整 事 業 室 “
 職 業 対 策 課 電話 (088) 885-6052
 訓 練 課 電話 (088) 888-6600
 〒781-8560 高知市大津乙2536-6（ハローワーク高知3階）
 高知労働局助成金センター 電話 (088) 878-5328

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
 電話 (088) 878-5320
 ・高知新卒応援ハローワーク 電話 (088) 878-5342
 ・附属機関 〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎1F
 ハローワークジョブセンターほんまち
 ・職業紹介コーナー 電話 (088) 826-8870
 ・高知わかもの支援コーナー “
 ・附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
 ハローワーク高知若者相談コーナー 電話 (088) 802-2076
 ・香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10 電話 (0887) 53-4171
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3 電話 (0889) 42-2566
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12 電話 (0880) 34-1155
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4 電話 (0887) 34-2111
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1 電話 (088) 893-1225